

# 会議録

## 1 附属機関の名称

犬山市都市計画マスタープラン等策定委員会（第8回）

## 2 開催日時

令和5年6月7日（水） 午前10時00分から午前12時00分まで

## 3 開催場所

犬山市役所本庁舎2階 205会議室

## 4 出席した者の氏名

### (1) 委員（敬称略）

#### ア 学識経験者

嶋田 喜昭 （大同大学）

鈴木 温 （名城大学）

荒木 裕子 （京都府立大学）

#### イ 専門知識を有する団体に所属する者

丹羽 良仁 （犬山商工会議所）

斉木 良二 （愛知県宅地建物取引業協会 北尾張支部）

松浦 英幸 （犬山市社会福祉協議会）

谷 繁祐樹 （犬山市小中学校PTA 連合会）

尾関 謙治 （名古屋鉄道株式会社）

#### ウ 市民を代表する者

長岡 茂 （令和3年度犬山地区町会長会）

服部 章二 （令和3年度城東地区町会長会）

今枝 稔幸 （令和3年度羽黒地区町会長会）

金山 光烈 （令和3年度楽田地区町会長会）

#### エ 関係行政機関の職員

富永 正輝 （代理）（愛知県都市・交通局 都市基盤部都市計画課）

諸戸 健一 （愛知県一宮建設事務所）

### (2) 執行機関

都市整備部 部長 森川 圭二 次長 丸井 良修

都市計画課（事務局） 課長 高木 誠太 課長補佐 野村 好哉

主査 服部 典幸 主事 今枝 龍希

## 5 議題

### 1 会長あいさつ

## 2 報告

第7回策定委員会の意見等への対応

## 3 議題

(1) 犬山市立地適正化計画 防災指針（案）

(2) 犬山市立地適正化計画 都市機能誘導区域と誘導施設（案）

## 4 その他

## 6 傍聴人の数

0人

## 7 内容

事務局

おはようございます。

定刻よりも少し前でございますが、皆さんおそろいとなりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

また、昨年度には犬山市都市計画マスタープランと緑の基本計画を無事完成することができました。委員の皆様にはお忙しい中、多くのご協力をいただきましたことを改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

本年度は、立地適正化計画の策定を進めてまいりますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまから第8回犬山市都市計画マスタープラン等策定委員会を開催させていただきます。

本日の司会進行を担当させていただきます事務局の高木と申します。よろしくお願いをいたします。

本日は、オンラインを併用した会議となります。ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、議事の前に本日の会議資料を確認いたします。

まず、本日用意いたしました資料で、次第と委員名簿及び座席表です。

次に、事前にお送りした資料を確認させていただきます。

資料1. 第7回策定委員会の意見等への対応とその別紙でA3サイズのもの、資料2. 犬山市立地適正化計画の防災指針（案）、資料3. 同じく都市機能誘導区域と誘導施設（案）、第7回策定委員会の会議録、以上となります。不足などございましたら、事務局までお知らせください。

次に、委員の変更についてご報告をいたします。

名古屋鉄道株式会社の高見委員の後任としまして、地域活性化推進本部まちづくり推進部長の尾関委員が就任しております。

また、愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課長の木村委員の後任としまして、伊藤委員が就任いたします。

変更がございました委員の委嘱状の交付につきましては、恐れ入ります

が、あらかじめ机の上に置いてございますので、ご確認をお願いいたします。

次に、委員の出欠についてご報告いたします。本日は板津委員、岡田委員、北川委員から欠席のご連絡を受けております。また、オンライン参加の荒木委員は、所用で30分ほど遅参してまいります。

なお、伊藤委員の代理、富永様にご出席をいただいております。そのほか、策定業務を支援する委託業者が同席をしております。

それでは、会議の開催に当たりまして、嶋田会長よりご挨拶をお願いいたします。

嶋田会長

おはようございます。

会長を仰せつかっております大同大学の嶋田でございます。

本日もお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

先ほどの冒頭のご挨拶にもありましたけれども、皆様のご協力によりまして、昨年度末に犬山市都市計画マスタープランと緑の基本計画を策定し、既に公表されております。

本日は、今年度最初の委員会になりますけれども、残すところあと立地適正化計画の策定となっております。

特に本日につきましては、その中の防災指針の修正確認や、新たに都市機能誘導区域と誘導施設についてご審議いただくことになっております。

本日もどうぞ忌憚ないご意見をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。

次第に従いまして会議内容に入らせていただきます。

なお、本日の資料及び会議録は原則公開としまして、市ウェブページに掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。

議事の進行は、委員会規則第4条第2項の規定によりまして、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、これより嶋田会長にお願いをいたします。

嶋田会長

それでは、先ほど事務局から報告がありましたように、現在、委員13名が出席しており、委員会規則第4条第3項の規定により、委員の過半数が出席していますので、会議が成立していることをまずご報告申し上げます。

また、犬山市附属機関の会議の公開に関する要綱に基づき、会議録を作成し、議長が指名した委員2名がこれに署名すると定められております。私のほうから署名者を指名させていただきたいと思いますが、本日の議事録への署名は丹羽委員と斉木委員をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

なお、本日の傍聴者はありません。

嶋田会長 早速次第に沿って進めてまいりたいと思います。  
次第の報告事項、第7回策定委員会の意見等への対応ということで、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 (資料に沿って説明)

嶋田会長 ありがとうございます。  
ただいまの件、何かご質問、ご意見いかがでしょうか。  
特になければ、これも一旦お認めいただいたことにさせていただきたい  
と思います。

嶋田会長 次に議題になりますが、犬山市立地適正化計画防災指針(案)について、  
事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (資料に沿って説明)

嶋田会長 ありがとうございます。  
防災指針ということで、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。  
それでは、富永さんお願いします。

富永委員代理 40ページ以降に地域別の災害リスクに対する取り組みを提示して  
いただいているというのは、非常に分かりやすいと思いますが、22ページに災  
害に対するリスクが記載されていますが、災害リスクとこの取り組みが、1  
対1の関係になっているのか疑問に思えるところがあります。  
例えば、22ページの犬山地区Cですが、下段に指定緊急避難場所から5  
00メートル圏外になっていることや、23ページの下段では垂直避難が  
困難な平家建てが分布していると記載されている一方で、40ページの取  
り組みでは、地区A・Bには小・中学校の避難場所について記載されてお  
りますが、地区Cには記載されていないということで、今ひとつ整合が取  
れていないと疑問になりましたので、ご確認をしていただけたらと思います。

嶋田会長 事務局、いかがでしょうか。

事務局 確か22ページでは垂直避難が困難な建物の分布を示しており、40  
ページでは、基本的には分かりやすい避難情報の提供ということで、避難を  
するところがないという状況ではない中で、浸水想定区域外の避難場所に  
避難をしていただくというようなことを前提に考えていましたが、少し分  
かりづらいところがありましたので、分かりやすく課題と取組方針の結び  
つけよう検討いたします。

嶋田会長 よろしかったでしょうか。

富永委員代理 ありがとうございます。

嶋田会長 この40ページ以降の取組内容は、これはL1、L2全て含めた上での取組み内容という理解でよいですか。

事務局 そうです。

嶋田会長 分かりました。他にいかがでしょうか。  
長岡委員、お願いします。

長岡委員 3ページのL1とL2の計画規模降雨と想定最大規模降雨というのがありますが、私はこの内容はイメージができませんけど、例えば、先日発生した豊橋とか岡崎での浸水被害がありました。東海豪雨というのが大分前に発生しました。  
このとき会社勤めをしていて、工場の敷地内が浸水して設備が駄目になりました。そんなことがあり、具体的に最近発生した災害をL1とL2に当てはめると、どのようなものがL2になるのか、L1になるのか、イメージを持ちたい。  
それともう一つは、東海豪雨のときに一番降雨量が多かったのは、24時間で534ミリという雨量があったと、そういったことが500年に1度か1000年に1度かの頻度が分かりませんが、具体的な事例に当てはめたときに、どんな表現になるのかご回答していただきたいと思います。

嶋田会長 ありがとうございます。  
事務局、いかがでしょうか。

事務局 今ここで詳しい降雨量の数字を持ち合わせていないもので、また次回も含めて、そのあたりを分かりやすい情報ということで明示させていただきます。  
ちなみに、6ページ目になりますが、内水、いわゆる都市に降った雨が外に吐けなかったものですが、直近ですと、参考で平成29年8月に起こった豪雨災害になりますが、そのときは1時間降雨量で約95ミリになっています。想定最大規模では、これ以上の豪雨になるかと思っています。  
また数字を精査して、実際にそれぐらいの規模なのか、全国のデータなども踏まえて、少し分かりやすくここに載せていきたいと考えております。

長岡委員 分かりました。

嶋田会長 そのように対応をお願いします。ほかにいかがでしょうか。  
私から、災害リスクの種別に入鹿池がありまして、何か災害の種別に入っているのに違和感があるというか、どうでしょうか。

事務局 ハザードマップでも入鹿池というような形で、決壊を前提にハザードを整理しています。

嶋田会長 例えば、ため池決壊でもいいわけですが。

事務局 市のハザードマップでも入鹿池とされていますが、入鹿池ということが市内の中で分かりやすいところがあると思っております。少し検討させてください。

嶋田会長 少し検討していただいて、やっぱりこれでいきたいということであれば、特に反対ではありません。  
鈴木委員、お願いします。

鈴木委員 38ページの取組方針の主に洪水だと思いますが、土地利用と一体となった浸水対策の検討ということで、中長期的な視点に立って土地利用の規制とか立地誘導というのは対策を検討しますとは書いてありますが、この点に関しては研究でもやっていますし、非常にこれは同意ですが、立地誘導をかけるようなところ、そもそも立地適正化計画の居住誘導区域を設定するというのは、本来何か矛盾しているような感じだと思います。  
そこに住んでくださいと立地誘導しておきながら、長期的には危ないので、そこから動いてください。この辺りの考え方の整理というのは、どのような感じでしょうか。

事務局 基本的には想定最大規模というところで、居住誘導区域の設定の際にも説明させていただいたところではありますが、いつ起こるかも分からないという中ではありますが、発生頻度というところと、今の居住地、都市機能の活用とどちらを優先するかという判断で、基本的には居住誘導区域に今は含めると整理をさせていただきました。  
矛盾になってはしまうところではありますが、ここでの記載はないですが、短期的な取り組みとしては、居住誘導区域内でも防災重点地区のような任意のエリアを設定して、周知啓発を図っていくということも考えられると思いますし、あとは、実際に起こってからでは遅いかもしれませんが、住民から、やっぱりここには住むべきでないとか、そういった熟度に応じて土地利用を検討していくということにさせていただいております。  
そういった観点から中長期的な視点では、矛盾というところはあるかも

しませんが、今の居住地、都市機能は有効活用しながら、必要に応じて災害のリスクがあるところということを伝えられるような計画にしたいと考えております。

鈴木委員

住んでおられる方もいらっしゃいますし、直ちにそこをどいてくださいというのはかなり強い規制になってしまうので、そこはやり過ぎとは思いますが、これから新しく入ってくる人がいるとか、新しく家が建っていくというのは、できれば非常にリスクが高いところというのは中長期的には避けたほうが良いと思います。

そうすると、そういうところは外したほうが良い、そもそも立地誘導すべきではないところになるのではないかと思います。どこで線を引くかというようなことをきちんと議論しておいたほうが良いのではないかと、境目が曖昧な気がしますし、地域でそれは一律に決められるものではないのかも分からないですが、非常に重要なことだと思いますので、こういったところの議論を深めていったほうが良いと思いました。

嶋田会長

ありがとうございます。

今ご指摘いただいたところというのは、どうでしょうか。

事務局

居住誘導区域の中、ページ数でいきますと、16ページ、19ページになりますが、リスクが高いエリアが広がっているというのが実際に、想定最大規模で、木曾川沿岸の地域になります。

やはり市としては、ここを一律に外していくというところは、これだけの区域を住むのに危ないよと単に言ってしまうていいのかということも迷いがあるのも正直なところでは。

鈴木委員

それは私も理解していますが、逆の見方では短期的には居住を誘導するような、そうとも読めますので、それはいいのでしょうかということです。

事務局

現状では市街化区域という面もありますし、都市が形成されていないようなところであれば誘導しないということもあると思いますが、中心市街地に近いところで住宅が密集して、都市基盤も整備されたものの中で、危ないからここはリスクがあるから避けるべきだというのは、やはり選択肢としては考えづらいところでは。

やはり中長期的には、見直しをかけていくタイミングというものがありますので、災害リスクの変化だとか、住んでいる方たちのご意見等もあると思いますので、そういったものを含めて適宜見直しをかけていくべきと考えています。

嶋田会長

いきなり荒木委員にお聞きしますが、今、資料2の38ページのところで、洪水の2段落目といいますか、土地利用と一体となった浸水対策の検討の中長期的な視点に立った土地利用の検討について議論をしているところですが、中長期的な視点に立った土地利用の規制や立地の誘導などの対策を検討しますとありますが、居住誘導区域に指定していくところで中長期的には規制、誘導していくというようなことはどう考えればよいでしょうか。

鈴木委員

短期的にはそこに住んでおられる方もいらっしゃいますし、すぐに動いてくださいというのは厳しいと思いますが、中長期的に危ないところは住まないようにするというのは非常に重要なことだと思いますし、そこから安全なところに誘導していくというのは私も大賛成ですが、一方で、居住誘導区域というのは、そこにむしろ誘導して住んでくださいというような意味の地域ですから、ある意味矛盾してしまっているわけです。

この点について、どう考えたらいいのか、どこで線引きするのかというのは非常に難しいところかと思いますが、荒木委員、その辺りはどうお考えでしょうか。

荒木委員

そもそも防災指針をつくるという流れになっているのは、居住誘導区域にハザードエリアが含まれてしまっている自治体が非常に多いといったところがあるように思います。やはり、中心市街地が形成されているとか、人口の確保となったときに、そこには住ませられないということが難しいという現状と、その現状の中でいかに安全にしていくか、近々に行う対策と長いスパンの対策があって、今お話があったのは、長いスパンの中で住むということを経営させるのかどうかといったところだと思います。

これはやはり大きくは犬山市さんとしての考え方だと思います。それを踏まえて決めることだと思いますが、ただ、今他の自治体も、実際には居住誘導区域内にこのハザードエリアがあるというのは許容している状態ということの一つあります。

もう一つ、これはスケール感が大き過ぎますが、東京の江東区では、一時期、ここには逃げてはいけません、ここには逃げませんといった、要するに全員が広域避難してくれと、避難のことを言っていましたが、併せて、都市のつくりとして、地域内で避難できる場所をいかにつくるか、あるいはその地域に出たときに避難できる場所を、建物だけではなく街区として考えていくとか、そういったことも行われるようになっており、実現には本当に長い話になると思いますが、これは都市計画が変じている部分もあるので、そこに住むことを許容するということは、この中でいかに安全にするかといったことも都市計画の取り組みとして考えていくことです。

それは、住宅の耐水化とか、避難できる建物を立地誘導してくとか、ある

いは徐々に土地のかさ上げを行っていくとか、そういったところでの対策というの也被えられるのかと思います。

嶋田会長

ありがとうございます。  
事務局、いかがでしょうか。

事務局

荒木委員に言っていたところが多くなりますが、市としては、やはりここは中心市街地に近い人口密度の高いエリアとなっていますので、居住誘導区域を設定していくということは、何らかの対策をやっていくということになります。

逃げ遅れたときや、既に逃げてきた方の避難場所について、できるだけ上階があるところは利用、運用を図っていくという取り組みだとか、地区防災計画というものを災害リスクが高いエリアで率先して進めていきますということ取り組みにさせていただきました。

中長期的なことについては、やはり適宜この立地適正化計画を見直しの機会もありますので、ここに枕言葉で書いてはありますが、住民の合意だとかそういったものに応じて、誘導というものは考えていけないということで、中長期的な視点としたことをご理解いただければと思っています。

嶋田会長

荒木委員、よろしいでしょうか。

荒木委員

多分そこがポイントだと思います。ここに危険だからできるだけ住まないようにしてくださいと、それはやっぱり住民の方は納得しないでしょうし、言っているだけで全然有効に働かないと、両者にとってよくないと思います。

そうなると、合意形成という部分をどのように支援していくかが大きいと思います。やはり住民の方も気にしている方はいらっしゃると思います。どんどん降雨量が増えていく中で、家の周り数軒の方がやっぱりこちら辺はちょっと怖いみたいな話が出たときに、いかにその相談に乗って、あるいは支援的なところでどんな仕組みがあるのか、ほかの方法としてどういったことがあるのかといったことを一緒に考えられる仕組みとをつくると思います。

例えば43ページの施策の中で住宅移転補助金がありますが、補助金だけあっても分からない、どういう仕組みなのか、あるいは隣近所みんなで移転することや、どこに移転する土地があるとか、そういう個々の悩み事相談から具体のところ発展していけるような仕組みがあるといいかと思いました。

嶋田会長

ありがとうございます。  
ただいまの議論について、他にご意見いかがでしょうか。  
金山委員、お願いします。

金山委員

今、お話を聞いておりまして、難しいことは分かりませんが、今、楽田地区でも倉曾辺りの住宅は非常に危険です。よくあんなところへ家を建てたと思うぐらいのところですよ。皆さんご存じないと思います。

前に災害が起きまして、人身被害もありました。その後、対策がどのように取られたかよく分かりませんが、私、前にも申し上げましたが、県と市との連帯ですね。

五条川、これは今でも川底は草、原野です。もし大雨になった場合に、そのために堤防が決壊するという可能性は十分あります。そういうことを前々から言っていますが、全然県と市の話合いをして、維持管理をしていただけないということがないです。いいことは書いてありますが、実際は行われない、絵に描いた餅みたいなことではいけないと思います。

倉曾のお話しすると市の方はよく分かってみえます。あのようなところに建築許可を下ろしたというのが不思議でなりません。昔の採石場、山をとったところに家を建てているので非常に危険なところになります。そういうところが犬山の里山にはあるのではないのでしょうか。

先だつての雨でも県道の側溝が流れないので逆流しまして、見ていると怖いぐらいです。そのようなことが東海豪雨でも起きています。

今、先生方がそこへ住まないように移動させると、簡単にもうここは危ないから出てよといったって、なかなかそんなことはできません。住めば都で危険なところでも市がいろいろ検討していただいて、住みやすいまち、元気なまちというのが市長の合い言葉ですので、そういった市にしていなければいいかと思います。

嶋田会長

ありがとうございます。  
ご指摘いただいた地区について、事務局からコメントございますか。  
今回の資料でいうとどのあたりでしょうか。

事務局

資料ですと、3ページの全域が書いてある地図ですと、楽田駅があると思いますが、そこから東にある山手のほうに、倉曾地区というところがありまして、そこで土砂災害が東海豪雨のときにありました。

嶋田会長

都市マスには何か書いてありましたか。

事務局

ここの地区で具体的にというのはありませんが、基本的には土砂災害のレッド・イエローゾーンだとかが指定がされている地区で、優先順位や予算

等もありますので、一気に全部ができないというような状況ですので、危険箇所を選別しながら対策を行っていくということを県と市が連携しながら進めていくことになります。

嶋田会長 鋭意努力をよろしくお願いします。

金山委員 当然五条川については、何年も前から言っていますがそのままです。もう一遍皆さんで視察に行ってくださいといいと思います。こんな川底があるのかと思うぐらいのひどいです。

今枝委員 一瞬きれいになったのですが、あっという間に草木が生えてしまって、そもそも普段水が流れていないので、それも原因ですけど。

嶋田会長 他にいかがでしょうか。丹羽委員、お願いします。

丹羽委員 私が疑問に思ったのが、37から始まった具体的な取り組みというページと、それに呼応しまして、具体的な目標値を書いたページです。

ページでいきますと42ページ、43ページ、これは前のページを受けて具体的な実施時期の目標と書いてあり、実施時期という表記で、大半のものは継続実施という表現になっていますが、この意味はどういう意味で書かれているのかというのがあまり自分自身で理解できなくて、例えば、いい例が各種ハザードマップ作成、更新及び周知のところですよ。

これは継続実施となっていますが、これはどういう意味なのか表記の意味合いがあまりよく分からなくて、例えば、具体的にこういうスパンで見直しますとか、このようにやっていきますという内容なら分かりますが、ほとんどが毎年なのか、どういうスパンかは分かりませんが、この意味合いがあまりよく分からないと。

指針なので、絶対というわけじゃありませんが、ある程度方針を書いていると思っているので、こういうところをもう少し工夫されたほうが良いと思いました。

この中には、5年というのがありますが、大半のものが継続という表記なので、大きな方針であるならば、ある程度スパンを区切ってやっていくとか、何かそういう表記のほうが分かりやすいのではないかと思います。

嶋田会長 ありがとうございます。  
事務局、いかがでしょうか。

事務局 ご意見にありました各種ハザードマップの作成、更新とか周知で継続実施という言葉がそもそもというお話もあるかもしれませんが、ハザード情

報は、基本的にスパンで見直されているものではなく、適宜、新たな災害ハザードの情報だとか浸水予測の見直しがされておりまして、そういったものを適宜、適切に反映していく、それを反映したものをそのタイミングで住民の方に周知をしていく、そういったものをスパンというよりかは継続的に行っていく意味での継続実施ということになります。

ほかの取り組みもこのスパンでというよりかは、毎年、毎年、取り組んでいく内容という意味で載せさせていただいている形となります。

嶋田会長

何か二重の表記になっているから分かりにくいのではないのでしょうか。

例えば、ずっと継続実施というのは、今もやっていてずっと続けてやっていきますよという意味ですよ。

事務局

そういうことです。

嶋田会長

それでしたら、実施時期の目標のところは何も書かずに、もう継続実施とだけ書いておくとかはどうでしょうか。

事務局

少し工夫をさせてください。

嶋田会長

検討してください。ほかにいかがでしょうか。

松浦委員、お願いします。

松浦委員

誘導地域での矛盾の話は、現実的なことを落としどころとしているというのがよく分かりましたが、実際このページで見ますと、16ページや19ページの犬山地区のA、Bがそういったエリアになると思います。

非常に便利で子供が増えている場所で、若い流入人口が多くて、児童数が増えているエリアですから、移転どころか流入のほうがプラスでおつりが来るぐらい、そういうエリアですから、この現実を踏まえた対策をやっていくということでソフト重視ということがいいだろうと思っております。

もう一つですが、住めば都という表現もありましたが、住んでいる人はなかなか移転しないです。良い所もよく分かっていますから、現実で動かすということは非常に厳しいということはあると思いますが、その人が引っ越そうか、売ろうかといったときに、部外者の方はデメリットを重視すると売りにくくなると思います。あるいは相続が起こっても子供たちは戻りにくい。

これは、客観的に見るとデメリットと見られますから、空き家や廃屋につながっていくだろうと、減多にないことです。

そういった特別な災害リスクを含んだエリアをについて、土地を国が買いとるという制度はないですか。極めて特殊なケースとしてそういうものは用意されているのかと思いました。

嶋田会長 私はその辺存じ上げていませんが、事務局はどうでしょうか。

事務局 災害リスクがあるということで、国が何かそのような土地を買い上げる制度というのは、私も聞いたことはありません。

嶋田会長 荒木委員、何かご存じのことがあれば。

荒木委員 建築基準法の災害危険区域の指定の場合、移転とセットで行われることが多いです。防災集団移転ですが、皆さんイメージしやすいのは、東日本大震災の被災地で浸水された方が、大規模に高台や周辺に移転されている事業といったものは行われています。

集団移転の要件は基本10戸単位で、ある程度まとまったもので、東日本大震災の時は、たしか5戸でも可能というようなことは記憶しております。

現行制度がどうなっているかフォローできていませんが、事前に行おうとすると全員の方との合意が難しいといったところで、多くは被災後に行われているものになります。

一方で、先ほど少し話に出ました移転補助金の部分、これが若干フォローしてくれるというところだと思います。

嶋田会長 それはいかがでしょう。

松浦委員 なかなか適用されることはないかと思います。

事務局 そうですね、難しいところです。

松浦委員 以上で結構です。

嶋田会長 他にいかがでしょうか。

谷委員、お願いします。

谷委員 やっぱりここを買う方というか、この土地を買う方がこのことをしっかりと知ることが大事で、なおかつ、建てる建築業者もこのことを知ることが大事だと思っています。

対策にもありましたが、居住部分を2階に持っていかどうか、3階建てにして1階部分は駐車場にするだとか、住む方がこういうことを知って、建てる方にしっかりと市からレクチャーしていくとか、そういった部分でここは住めないからというのではなく、住めるように造っていく、なおかつ、市がこういったところの土地を購入するのであれば、逃げ場だとか、5階建ての施設を建てるだとか、いろいろなことが考えられると思います。

ここは本当に人がたくさんいて、30代の方もかなりここに住んでいるので、新しく買って住んでいるので、ここからどこかに移るとするのは難しいことだと思います。ただ、建て売りも多くて、建築業者の方がその辺の部分をしっかりと認識していただけるといいかと感じました。

嶋田会長 事務局、いかがでしょうか。

事務局 立地適正化計画を最終的に策定しますと、法律上の効果が出まして、例えば、不動産業者などが都市計画課に地域の土地規制情報を調べに来ますが、その中で居住誘導区域や都市機能誘導区域について重要事項説明をしないといけない項目がありますので、先ほど市の中で任意の区域を設定することもできますが、居住誘導区域内の中でも災害リスクが高いところだということは、そういう機会に周知するだとか、住宅の建て方の工夫もありますよということを周知できるタイミングと考えておりますので、この策定において検討していきたいと考えています。

嶋田会長 ありがとうございます。  
諸戸委員、お願いします。

諸戸委員 資料の16、17ページを見ておまして、17ページに平家建や2階建てが非常に多いという図面があります。

16ページの浸水状況では、この辺りの地区は2メートル以上の浸水が起るということで、最近の水災害というのは非常に短時間で起きてしまうという状況の中で、避難がしづらいであろうと思われま。

そこで、40ページで対策が書かれていますが、いわゆるタイムライン、時間を加味した何かそういう対策ということで記述をしたらどうかとお尋ねします。

嶋田会長 事務局、いかがでしょうか。

事務局 地区防災計画ということでまとめてはいますが、マイタイムラインといった取り組みもありますので、そのような記載を検討させていただきたいと思ひます。

嶋田会長 よろしくお祈ひします。他にいかがでしょうか。  
尾関委員、お祈ひします。

尾関委員 42ページですが、共通の項目で市民が主体となるという書きぶりになっていますが、実際、実施主体といひますと民間でやるというところが3つ

ほど書いてありますが、例えば、地区防災計画策定支援は市と民となっており、これは民間側でやるべき事柄なのかというところで整理をされたのか、こういう策定支援みたいなことではありますと、自主防災組織の支援といったことは市が主体となるということがありますので、冒頭の実行方針の主体といったところの定義と、実行のところはうまく整理ができていない気がしましたので、その辺りについて精査したほうがいいのではないかと思います。

嶋田会長

ありがとうございます。  
事務局、いかがでしょうか。

事務局

ご指摘を踏まえまして、分かりやすい表現を考えさせていただきたいと思います。

嶋田会長

ご検討ください。他にいかがでしょうか。  
荒木委員、お願いします。

荒木委員

防災集団移転事業について確認したところ、浸水想定区域であるとか急傾斜地の指定がされている場合とかは5戸でも要件になります。

これは国からの補助金が出るという仕組みになりますので、移転先を丸ごと確保するのか、差し込みでばらばらに移転させてもいいのかということではありますが、例えば、崖下の方が5戸ぐらいあって、もうみんなでまとまって移転しようという話になれば、そこに対して国から補助金が出るということになっています。

これは居住誘導区域の問題と併せてより分かりやすい、使いやすい仕組みにはなってきたと思うので、ぜひここも見ていただくといいかと思います。

先ほど崖地の移転の話は個別移転の話だと思いますので、そもそも仕組みがややこしいので、それらの説明や相談ができるというところを併せてご検討いただくといいかと思います。

それから、集団移転や個別移転は、東日本大震災の高台移転のイメージがすごく強いですが、その中でも比較的空き家、空き地があるところに差し込み型で移転を誘導するという事も行われています。

ハザードの状況を見ますと、皆さんが懸念されているところが比較的若い方が入ってきている。その一方で、中心市街地に空き地や空き家、老朽化の問題が出てくると思いますが、43ページに更新・撤去を書きいただいていますけど、中心市街地への移転を促していくことも併せてご検討いただくといいかと思います。

やはり長期的には、居住誘導区域に含んでいる浸水想定区域をどのよう

に安全にしていくのかというものの中に、移転促進というのはご検討いただくといいかと思えます。

嶋田会長

補足ありがとうございました。  
事務局、何かありますか。

事務局

今いろいろな制度の話もありましたが、事例などどういった制度があるかも含めて、防災指針の取り組みの中に記載するかを検討させていただきたいと思えます。

嶋田会長

よろしくお願ひします。他にご意見等いかがでしょうか。  
長岡委員、お願ひします。

長岡委員

過程を少しお聞きしますが、例えば、8ページの土砂災害警戒区域、こういったイエローだとか、レッドゾーンに指定されていますが、こういうのを作成するに当たって、どのような形で調査をされて、この区域になってきたのかというような、そのプロセスをお聞きしたいので、私たちも地元のことは知っておく必要があり、ここにこういうものがあることを初めて知る場面もありますので、どのような形で出来上がったのか、そこを説明いただきたいと思えます。

嶋田会長

事務局、お願ひします。

事務局

100点満点の回答というのは難しいですが、こういった斜面を測量といたしますか調査をしまして、一定の斜面の角度などを分析して崩れやすいところを判定していると聞いておりますので、どのように区域が定められているかは、流出の角度などによってどこまで土砂が流れるかを計算してその範囲が決められているということなので、そういった資料もありますので、次回にご提供させていただければと思えます。

長岡委員

分かりました。

嶋田会長

ありがとうございます。  
ほかにいかがでしょうか。  
無いようですので、本当にたくさんのいろいろなご意見をいただきましたので、皆さんのご意見を踏まえて、事務局で修正等をご検討いただけたらと思えます。よろしくお願ひいたします。  
それでは、もう一つの議題ですが、都市機能誘導区域と誘導施設（案）について、事務局よりご説明をお願ひします。

事務局 (資料に沿って説明)

嶋田会長 ありがとうございます。  
それでは、ただいまの件、何かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。  
富永さん、お願いします。

富永委員代理 14ページですが、誘導施設の設定というところで、病院(病床20床以上)が橋爪・五郎丸地区で維持と書かれていますが、犬山地区がバー(一)となっていますが、この病院20床以上というのは、どういった規模の病院なのかということと、市に1か所ぐらいあればいいような病院であれば、この橋爪・五郎丸地区1か所でいいのかと思いますが、そうでなければ、犬山地区に誘導してもいいのかと思いましたが、提案をさせていただきます。

嶋田会長 ありがとうございます。  
事務局、お願いします。

事務局 病床20床以上という基準になりまして、これ以上になると病院と呼ばれる、これ以下になると診療所やクリニックと呼ばれる、そういった基準になっており、ご指摘のとおり、犬山市に病院というのは5つほどありますが、犬山にも駅西病院があり、確かにバーになっているというのは違和感があるというふうに感じられるかと思えます。誘導施設として市の中心市街地にもありますので、維持していくものとして位置づけを検討します。

嶋田会長 富永さん、よろしいですか。

富永委員代理 ありがとうございます。

嶋田会長 あえて書かないということですか、クリニックや診療所などは。

事務局 都市機能誘導区域に必ずしもないといけないとか、そこに集約するものではないという考え方にはなりますが、現行の土地利用の中でも、調整区域の中にも地域に根差したものとして存在していますので、それをここに誘導して集約するかというところではないということに位置づけをしていきたいと考えています。

嶋田会長 分かりました。  
金山委員、お願いします。

金山委員

今の病院の20床ですが、これは犬山にはなかなかできないです。大口はさくら総合病院という大きな病院がありますし、小牧市民病院や江南へ行かれる方も多いです。楽田に市民病院ができるといいですが、五郎丸ということでこれは1つしかないです。

それともう一つ、12ページのアンケート、初めて見る資料で、これは理想論ばかりになっていますが、7万人都市に大型ショッピングセンターが来るといいですが、道の駅の話が出たときに、私は大反対でして、よく道の駅へ行きますが、寂れています。本当に一部の道の駅しか営業は成り立っていません。あとは、名前が出てきませんが、可児にある民間がやっているところですよ。

事務局

湯の華アイランドでしょうか。

金山委員

湯の華アイランド、ここは産物がいろいろあります。本当は、五郎丸に大型ショッピングセンターを誘致していただいて、商業都市をつくらせていただくと、これは本当に住みよい犬山になるかと思います。

大口、扶桑のショッピングセンターは私もよく行きます。土岐にはすばらしいショッピングセンターができました。ただ、犬山に大型ショッピングセンターを持ってくる業者がいるかどうか、採算の問題もあります。これはもう理想論で、いいことに来ていただくといいとは思いますが。

飲食店も少ないです。これから住みよいまちにするにはこういうことが必要だと思いますが、やはり商店を出すためには儲からないといけません。市もいろいろと努力してみえると思いますが、このアンケートを見て、何か夢物語のようなアンケートに思えてなりません。これはいつ取られたものですか。

事務局

令和3年度に取っておりまして、都市計画マスタープランを策定する際に市民アンケートを実施して、その中で回答をいただいています。

金山委員

そうですね。全然気がつきませんでした。これは大変な問題ですね。

事務局

課題として捉えており、すぐに何ができるという答えはないですが。

金山委員

私もいいことは言えませんが、今の市長になってから、とにかく原市長の考え方で少しでも犬山市がよくなればと願っています。

嶋田会長

ありがとうございます。

他にご意見などいかがですか。

鈴木委員、お願いします。

鈴木委員

犬山に食料品だとか日用品、ショッピングセンターが非常に少ないということは、総合計画の委員も仰せつかっておりましたので、その時から認識しておりました、学生と一緒にいろいろな都市の商業施設の立地なども分析したことがあります、やはりほかの同じぐらいの人口規模の都市に比べても非常に少ないということがデータ上でも出てきました。

その原因をいろいろ考えてみましたが、はっきりしたものは出てこなかったですけど、犬山というのは観光都市であり、犬山城周辺には食べ歩きができるようなお店ですとか、観光客向けのお店がいっぱいあるということで、そういう場所が多いところでは、比較的、日常的な買物ができる店というのは少なくなっている傾向があることは見えてきましたが、それ以上はよく分からないところもあります。

今までのそういった立地が進まなかったという現状を踏まえて、今回誘導区域を指定して、これから新たに食品スーパーマーケットなど、ショッピングセンターなどを誘導、充実したいという方向性というのはよく分かりますが、現実的に果たしてそのように進むのかということをおちょっと懸念しています。

誘導するためにはどういったことが必要なのか、これから市としてどういったことを施策として推進するのか、その辺り、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

嶋田会長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

次の会議で都市機能誘導区域に誘導施設をどう誘導していくか、どういう施策を打っていくかというのはお示しする予定ですが、やはり鈴木委員が言われるとおり、その実効性を考えると、即時に効果が発揮できるものというのは正直ないというところが我々も悩ましいところになっています。

やはり金銭的な支援だとか、財政的なインセンティブをつけていくとか、あとは今ある土地利用について規制緩和ということを行っているケースもありますが、犬山市レベルでどこまでできるかというのは検討が必要かと思っております、今の段階では言えないですけど、次回までにその誘導施策というものを示させていただきます。

鈴木委員

分かりました。次回以降に検討ということですね。

事務局

はい。

嶋田会長

今現在の地元のお店も大事にするようなこともちょっと考えていただきたいと思っております。ほかにいかがでしょうか。

谷委員、お願いします。

谷委員	この12ページの駅付近に飲食店が欲しいとありますが、出身地から犬山に住んで思いましたが、犬山の人には外食を全然しないというイメージがありますが、そのイメージがある中で飲食店が欲しいと出ているのが、少し疑問に思って、このアンケートは本心をついているのかと、皆さんの肌感覚でどうですか。
金山委員	これは昔からで1町4村の合併のときに、犬山町は上町といい、楽田は田舎です。上町というぐらいで、犬山なら何でも施設があって、映画館もあり、楽田、羽黒のほうは全くないです。飲食店は別にないことはないですが、春日井なんかはよくあります。
谷委員	外食しなくないですか。
金山委員	外食となると、やっぱりこの犬山の東側辺りは飲食店があって、羽黒、楽田には飲食店がないですよ、ガストなどはありますが、決して外食をしないということは思わないでください。
谷委員	できても何か潰れていくイメージもあって、閑古鳥が鳴いているようなイメージを受けているので、飲食店が欲しいというこのアンケートの結果がちょっとびっくりしたという意見です。
金山委員	やはり外にいいところがあると出て行っちゃいます。
嶋田会長	事務局、コメントありますか。
事務局	詳細に分析をしたことはないですが、無いから行かないというのも一つの考え方ではないかと思えます。
尾関委員	観光面の話になってしまいますが、やはり犬山に泊まった方で、夜の飲食店が数も多くないということで、食べる場所に困るという声は結構聞いたことがあります。
金山委員	その辺難しい話で、市も悩ましいですね。
事務局	はい、非常に悩ましいです。
嶋田会長	ほかにいかがでしょうか。 荒木委員、お願いします。

荒木委員

私もこの飲食店ってどういう飲食店なのか、犬山の美味しいお野菜が食べられる、お肉もお魚も食べられるところがあるといいと思っていました。

何かその辺のイメージってもう少し明快になると、都市計画として地域づくりとしての方向性も示せるのではないかと思います。これは完全にコメントです。

気になったのは、介護福祉、それから子育てというのは、地域、より身近なところでといったことを書いていますが、この最後の14ページに載っていないことはよく分かりますが、どれぐらい地域に根差して分散してあるのかと、本当に分散しているだけでいいのかと思いました。まず、状況が知りたいのと、それから子育て世代を増やしていきたいと考えると、やっぱり子育て支援って重要だと思います。

地域に根差してあることも重要だと思いますが、一方で、この方たちが通勤で何を使っているかを考えると、駅の近くにあってもいいのではないかと思いますところす。

嶋田会長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

地域に根差した施設、子育て支援施設も含めてですが、その分布データもありますので、それはご提示をしたいと思います。

基本的に、犬山市は調整区域がかなり広いので、そういったところに保育園や児童センターなどももちろんあって、そういったものを都市部に誘導、中心地に誘導していくというのは政策的には難しいというところもありますが、分散状況を次回お示しさせていただきます。

嶋田会長

よろしくお願ひします。  
ほかにいかがでしょうか。

嶋田会長

特になければ、都市機能誘導区域と誘導施設（案）、幾つかご意見をいただきましたので、事務局で検討いただけたらと思います。

私が預かりました議題はここまでということで、進行のほうを事務局にお返しします。

本日もありがとうございました。

事務局

嶋田会長、議事進行ありがとうございました。

それでは最後に、事務局からご連絡をさせていただきます。

次回、第9回策定委員会は、8月7日月曜日午前10時から、この会議室で開催を予定しております。

ご欠席となることが明らかな場合は、事前にお知らせいただくと助かります。

なお、開催案内等、出欠確認などにつきましては、これまでどおり開催日の1か月前をめどに郵送をさせていただきます。

本日は長時間にわたりまして誠にありがとうございました。これにて会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。